

敦賀市日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害児、障害者又は難病患者等（以下「障害者等」という。）に対し、便器等の日常生活用具（以下「用具」という。）の給付及び住宅改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより、障害者等の日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(知的障害者)

第2条 この要綱において知的障害者とは、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者をいう。

(身体障害者)

第3条 この要綱において身体障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。

(難病患者等)

第3条の2 この要綱において難病患者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条に規定する障害者のうち、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

(対象者)

第4条 用具又は住宅改修費の給付を受けることができる者は、別表の種目の欄に応じて、それぞれ対象者の欄に定める障害者等で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に居住地を有する障害者等。ただし、障害者総合支援法における援護の実施者が本市以外の市町村となっている障害者等は除く。

(2) 本市に居住地を有しない者であって、本市が障害者総合支援法における援護の実施者となっている障害者等

2 別表の種目の欄に掲げる歩行補助つえ、頭部保護帽、点字器（標準用）、点字器（携帯用）、人工喉頭、ストマ用装具（紙おむつ等）（ただし、消化器系及び尿路系のものに限る。）及び収尿器（男性用）、収尿器（女性用）を除く用具の給付の対象者は、在宅の障害者等とする。

(用具の種類等)

第5条 給付する用具又は住宅改修費の種目及び基準額は、別表に定めるところによる。

(給付の申請)

第6条 用具の給付を受けようとする者又はその扶養義務者は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

（給付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による給付の申請を受けたときは、当該申請について審査し、適当と認めるときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第3号）を申請者に交付し、不適当と認めるときは、日常生活用具給付却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査は、用具の給付を受けようとする者の身体的状況、経済的状況、家庭環境、介護状況等を調査し、日常生活用具給付調査書（様式第5号）を作成して行うものとする。

（委託等）

第8条 市長は、用具の給付を用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

（費用の負担）

第9条 第7条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者又はその扶養義務者（以下「給付決定者」という。）は、同一の月における用具の給付に要する費用から、その基準額の100分の90に相当する額（1円未満の額が発生した場合は1円未満の額を切り捨てた額）を除いた額（以下「負担額」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月における負担額の合計額が、次の各号に掲げる給付決定者の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、給付決定者等は負担上限額を負担するものとする。

（1）次号に掲げる者以外の者 37,200円

（2）市町村民税世帯非課税者（給付決定者等及び当該給付決定者等と同一の世帯に属する者（給付決定者等（障害者総合支援法第4条第1項に係る障害者に限る。）にあつては、その配偶者に限る。）が用具の給付のあつた月の属する年度（用具の給付のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該給付決定者等をいう。）又は給付決定者等及び当該給付決定者等と同一の世帯に属する者が用具の給付のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者（第1号に定め

る額を負担上限額としたならば保護を必要とする状態であって、この号に定める額を負担上限額としたならば保護を必要としない状態となるものに限る。)に該当する場合における当該支給決定障害者等0円

- 3 前2項に定めるもののほか、給付を受ける用具の購入に要する費用が第5条に定める基準額を超えるときは、給付決定者等は、当該給付を受ける用具の購入に要する費用の額から基準額を控除して得た額を負担するものとする。
- 4 給付を受ける用具の購入に要する費用のうち、給付決定者が負担する費用以外の費用については、本市が負担するものとする。
- 5 第1項の規定による負担額については、月を単位として算出するものとする。

(費用の支払)

第10条 給付の決定を受けた者又はその扶養義務者は、業者から用具の給付を受けたときは、日常生活用具給付券を引き渡すとともに、前条第1項から第3項までの規定により算定した負担額を直接業者に支払わなければならない。

- 2 用具を給付した業者からの請求は、日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

(用具の使用)

第11条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

(住宅改修費給付の申請)

第12条 住宅改修費の給付を受けようとする者又はその扶養義務者は、居宅生活動作補助用具給付申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には工事図面及び改修工事見積書を添付しなければならない。

(住宅改修費給付の決定等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請について審査し、適当と認めるときは、住宅改修費給付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するとともに、住宅改修費給付券(様式第8号)を申請者に交付し、不適当と認めるときは、住宅改修費却下決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

- 2 住宅改修費の給付を決定したときは、申請者に対して本制度の趣旨、給付の条件等を十分説明するものとする。
- 3 住宅の改修工事が完了したときはその確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされているか等について家庭訪問等により指導の万全を期すものとする。
- 4 第1項に規定する審査は、住宅改修費の給付を受けようとする者の身体的状況、経済的状況、家庭環境、介護状況、住宅環境等を調査し住宅改修費給

付調査書（様式第10号）を作成して行うものとする。

（委託等）

第14条 市長は、住宅改修費の給付を用具の製作、販売又は住宅改修を業とする者に委託して行うものとする。

（住宅改修費用の負担）

第15条 住宅改修費の給付の決定を受けた者又はその扶養義務者の費用負担は、第9条の規定を準用する。

（住宅改修費用の支払）

第16条 住宅改修費の給付の決定を受けた者又はその扶養義務者は、住宅改修を請け負う業者から住宅改修費の給付を受けたときは、住宅改修費給付券を引き渡すとともに、第9条第1項から第3項までの規定により算定した負担額を、直接住宅改修費を請け負う業者に支払わなければならない。

2 住宅改修費を給付した業者からの請求は、住宅改修費給付券を添付して行うものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

区分	(第4条及び5条関係) 種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
給付	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は難病患者等のうち寝たきりの状態にある者	脚、腕等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
給付	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者であって、原則として3歳以上の者又は難病患者等のうち寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
給付	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者であって、常時介護を要する原則として学齢児以上の者又は難病患者等のうち自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	72,100円
給付	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者であって、入浴にあたって介護を要する原則として3歳以上の者	障害児又は障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
給付	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者であって、下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する学齢児以上の者又は難病患者等のうち寝たきりの状態にある者	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円

給付	移動用 リフト	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者であって、原則として３歳以上の者又は難病患者等のうち下肢若しくは体幹機能に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	４年	159,000 円
給付	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者であって、原則として３歳以上の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	５年	33,100 円
給付	訓練用 ベッド	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者であって、原則として学齢児以上の児童又は難病患者等のうち下肢若しくは体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	８年	159,200 円
給付	入浴補助 用具	下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者又は難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	８年	90,000 円
給付	便器	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の身体障害者であって、原則として学齢児以上の者又は難病患者等のうち常時介護を必要とする者	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	８年	4,450 円
給付	特殊便器	知的障害者であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者若しくは上肢機能障害２級以上の身体障害者であって、原則として学齢児以上の者又は難病患者等のうち上肢機能に障害のある者	足踏ペダル等で温水温風を出し得るもの及び知的障害者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	８年	151,200 円

給付	頭部保護帽	知的障害者又は身体障害者で頻繁に転倒する者であって、必要と認められる者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ア スポンジ、皮を主材料とするもの イ スポンジ、皮、プラスチックを主材料とするもの。	3年	ア 12,524円 イ 30,488円
給付	歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者	T字状、又は棒状のもの	3年	木材製 2,310円 軽金属製 3,150円
給付	歩行支援用具	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者であって、家庭内の移動において介助を必要とする原則として3歳以上の者又は難病患者等のうち下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年	60,000円
給付	火災警報機	知的障害者又は障害等級2級以上の身体障害者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
給付	自動消火器	知的障害者、障害等級2級以上の身体障害者又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消化し得るもの	8年	28,700円
給付	電磁調理器	知的障害者であって18歳以上の者	知的障害者及び視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円

		又は視覚障害2級以上の身体障害者であって盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯である者	の		
給付	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者であって、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
給付	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の身体障害者であって、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者	音、音声等を聴覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
給付	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者であって原則として3歳以上の児童及び腎臓機能障害3級以上の身体障害者であって連続携帯式腹膜透析による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
給付	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上の身体障害者若しくは同程度の身体障害者（医師の意見書により必要と認められる者）で、原則として学齢児以上の者又は難病患者等のうち呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
給付	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の身体障害者若しくは同程度の身体障害者（医師の意見書により必要と認められる者）で、原則として学齢児以上の者又は難病患者等のうち呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400円

給付	酸素ボンベ 運搬車	医療保険における 在宅酸素療法を行 う者	障害者が容易に使用し得 るもの	10年	17,000円
給付	盲人用 体温計 (音声式)	視覚障害2級以上 の身体障害者	視覚障害者が容易に使用 し得るもの	5年	9,000円
給付	盲人用 体重計	視覚障害2級以上 の身体障害者	視覚障害者が容易に使用 し得るもの	5年	18,000円
給付	携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは 言語機能障害者又は 肢体不自由児若 しくは不自由者で あって、発声・発 語に著しい障害を 有する者	携帯式でことばを音声又 は文章に変換する機能を 有し、障害児又は障害者 が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
給付	点字ディス プレイ	視覚障害2級以上 の身体障害者であ って、必要と認め られる者	文字等のコンピュータの 画像情報を点字等により 示すことのできるもの	6年	357,000円
給付	点字器 (標準型)	視覚障害者で点字 で文章を打つ者で あって、必要と認 められる原則学齢 児以上の者	容易に使用し得るもの	7年	真鍮板製 10,712円 プラスチック 製 6,798円
給付	点字器 (携帯用)	視覚障害者で点字 で文章を打つ者で あって、必要と認 められる原則学齢 児以上の者	容易に使用し得るもの	5年	アルミニュー ム製 7,416円 プラスチック 製 1,699円
給付	点字タイ プライター	視覚障害2級以上 の身体障害者であ って、原則として 本人が就学若しく は就労しているか 又は就労が見込ま れる者	容易に使用し得るもの	5年	63,100円

給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者であって、原則として学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつD A I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつD A I S Y方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの ③テープレコーダーで視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円 テープレコーダー 23,000円
給付	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害者であって、原則として学齢児以上の者	活字と同一紙面上に掲載された、当該活字を暗号化した情報を読み取り、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの	6年	99,800円
給付	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児又は視覚障害者であって、本装置により印刷物等の内容を理解することが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。（音声読み上げ機能を有するものを含む。）	8年	198,000円
給付	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害２級以上の身体障害者であって、原則として学齢児以上の者	テレビ音声及びAM／FM放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	29,000円
給付	盲人用時計	視覚障害２級以上の身体障害者（音声式は、手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,300円 音声式 13,300円
給付	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児又は障害者	点字より作成された図書	—	—

給付	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児、聴覚障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害児又は障害者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円
給付	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児又は障害者のうち必要と認められる者	映像、字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急情報等を受信し、かつ、地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの	6年	88,900円
給付	人工喉頭	喉頭摘出などで、発声に著しく難のある身体障害者	ア 笛式は、呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの イ 電動式は、顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150円 (気管カニューレ付は 8,505円) 電動式 72,203円
給付	ストマ用装具（紙おむつ等）	高度の排尿機能障害及び排便機能障害を有する者、脳原性運動機能障害等により排尿及び排便の意思表示が困難な者	それぞれの機能障害に応じて障害者が容易に使用できるもの	—	消化器系 月額 8,858円 尿路系 月額 11,639円 紙おむつ 月額 12,000円
給付	収尿器（男性用）	高度の排尿機能障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもので、ラテックス製又はゴム製のもの	1年	普通型 7,931円 簡易型 5,871円
給付	収尿器（女性用）	高度の排尿機能障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者	A 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの	1年	A 8,755円 B 6,077円
給付	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害程度3	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 対象となる範囲は以下の用具の購入費及び工事費とする。 ①手すりの取り付け	—	200,000円

		級以上の身体障害者であって、原則として学齢児以上の者。ただし、特殊便器を設置する場合は上肢機能障害２級以上の者又は難病患者等のうち下肢若しくは体幹機能に障害のある者	②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取り替え ⑤洋式便器等への便器の取り替え ⑥その他前各号の住宅改修費に付帯して必要となる住宅改修		
給付	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上の身体障害者	障害者向けのパソコン周辺機器。アプリケーションソフト	５年	100,000円
給付	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等のうち人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸機能を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	５年	157,500円

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 「聴覚障害者用情報受信装置」については、取付工事等、機器の設置にあたって派生的に発生する周辺機器は、原則自己負担とする。また、申請者が文字放送を受信するためのチューナー機能のみを有するものの給付を希望する場合は、「文字放送デコーダー」に相当する用具を給付する。

3 ストマ用装具のうち紙おむつについては、脳原性運動機能障害等に起因する神経障害を有し、排尿及び排便の意思表示又はコントロールが困難であるため、常時紙おむつの使用が必要である３歳以上の者を対象とする。この場合において、新規で給付を申請するときには、必要と認められる旨を記載した医師意見書を添付しなければならない。

4 「ストマ用装具（紙おむつ等）」の基準額については、消化器系若しくは尿路系のストマを２箇所造設した者又はそれと同程度の者で市長が必要と認めるものである場合に限り、消化器系のもの、尿路系のもの、それぞれの基準額の２倍の額を基準額とする。この場合において、新たに給付を申請するときには、必要と認められる旨を記載した医師意見書を添付しなければならない。

5 難病患者等が日常生活用具の給付を申請する場合は、必要と認められる旨を記載した医師意見書を添付しなければならない。